

令和4年 第5回
教育委員会臨時会会議録

令和4年2月28日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2583号
令和4年第5回臨時会

日 時 令和4年2月28日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「欠席委員」	委 員	寺 原 真希子
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校人事企画課長	瀧 島 啓 司

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	大 石 哲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2535号 第1回定例会(令和2年1月14日)
- 第2536号 第2回臨時会(令和2年1月28日)
- 第2537号 第2回定例会(令和2年2月10日)
- 第2538号 第4回臨時会(令和2年2月26日)
- 第2539号 第3回定例会(令和2年3月10日)
- 第2540号 第12回臨時会(令和2年3月27日)
- 第2542号 第13回臨時会(令和2年5月7日)
- 第2543号 第5回定例会(令和2年5月12日)
- 第2544号 第17回臨時会(令和2年5月26日)
- 第2545号 第6回定例会(令和2年6月11日)

第2546号 第19回臨時会（令和2年6月22日）

第2547号 第7回定例会（令和2年7月14日）

第2548号 第21回臨時会（令和2年7月28日）

日程第2 審議事項

- 1 港区学校運営協議会の設置について
- 2 港区青少年委員の委嘱について
- 3 港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定の締結について
- 5 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定の一部変更について
- 6 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について
- 7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第3 報告事項

- 1 令和4年度採用港区奨学生の選考結果について
- 2 港区立小・中学校における「令和2年度 学校給食費未納状況」の報告について
- 3 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 4 令和4年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について
- 5 後援名義等の1月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 9 図書館の1月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の1月行事実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 12 みなと科学館の1月利用状況について
- 13 3月教育人事企画課事業予定について
- 14 まん延防止等重点措置延長期間（3月7日以降）の宿泊行事の実施について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第5回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、寺原委員から、所用により欠席とのご連絡を頂いています。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、本日の運営についてお諮りいたします。

審議事項第7、議案20号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、非公開での審議とし、日程を変更して最初に審議を行います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、審議事項第7については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づきまして非公開とし、日程を変更して最初に審議を行います。

日程第1 会議録の承認

第2535号 第1回定例会(令和2年1月14日)

第2536号 第2回臨時会(令和2年1月28日)

第2537号 第2回定例会(令和2年2月10日)

第2538号 第4回臨時会(令和2年2月26日)

第2539号 第3回定例会(令和2年3月10日)

第2540号 第12回臨時会(令和2年3月27日)

第2542号 第13回臨時会(令和2年5月7日)

第2543号 第5回定例会(令和2年5月12日)

第2544号 第17回臨時会(令和2年5月26日)

第2545号 第6回定例会(令和2年6月11日)

第2546号 第19回臨時会(令和2年6月22日)

第2547号 第7回定例会(令和2年7月14日)

第2548号 第21回臨時会(令和2年7月28日)

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。

まず、令和2年1月14日開催の第2535号 第1回定例会から令和2年3月27日開催の第2540号 第12回臨時会、そして、令和2年5月7日開催の第2542号 第13回臨時会から令和2年7月28日開催の第2548号 第21回臨時会までの13件については、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

（非公開審議）

1 港区学校運営協議会の設置について

○教育長 それでは日程を戻します。

次に、議案第14号「港区学校運営協議会の設置について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第14号「港区学校運営協議会の設置について」ご説明いたします。

資料の2枚目になりますけれども、「港区学校運営協議会の設置について」を御覧ください。学校と保護者や地域住民が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みである学校運営協議会について、規定に基づき設置をいたします。

1番の「経緯・背景」ですけれども、学校運営協議会は港区学校教育推進計画におきまして、令和8年度までに全校に学校運営協議会を設置する計画で進めております。

次のページを御覧いただきたいのですが、「参考」としておりますけれども、規則を抜粋しております。「学校づくりを推進する学校ごとに、協議会を置くものとする」とありますけれども、併せまして「相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる」としてあります。現在設置の学校運営協議会は、赤坂アカデミーから高輪台小学校学校運営協議会まで六つの協議会が運営されております。

前のページにお戻りいただきますが、項番2の「設置する学校」です。今回、御成門アカデミー、これは御成門小中学校で一つの学校運営協議会を設置いたします。港南中学校、高陵中学校。

「設置年月日」は令和4年4月1日となります。

「設置の理由」ですけれども、御成門アカデミーにつきましては、隣接する2校で一つの学校運営協議会を設置することが妥当であると考えております。

港南中学校につきましては、学区内には隣接する港南幼稚園や港南小学校、そのほか芝浦小学校、また4月開校の芝浜小学校があります。今後、協議会を設置していく枠組みについて検討していきます。学校運営協議会を設置することが適当であると認められることから、今回単独の協議会といたします。

高陵中学校につきましても、近隣の箕小学校がございますが、町会の区分が違うなど地域性が異なることなどから、同校を含めた協議会の設置については、委員の声を伺いながら検討していくというものでございます。

さらに、詳細につきましては、参考資料という形で用意してございます。

説明は以上となります。どうぞご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第14号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第14号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区青少年委員の委嘱について

○教育長 次に、議案第15号「港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー2を用いてご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。本件は港区青少年委員の設置等に関する規則第4条に基づき、港区青少年委員の委嘱についてご審議いただくものでございます。青少年教育の振興を図ることを目的に、青少年の余暇の指導、また青少年団体の育成等に携わる青少年委員を委嘱しており、今期委員の任期が3月31日をもって満了となりますので、来期委員について委嘱するものでございます。

項番1「青少年委員候補者」は一覧のとおりでございます。32名中9名の方が新規の委員でございます。10番、白金小では欠員がございしますが、高松地区の委員で対応すると伺っております。また引き続き候補者を依頼しております。

項番2でございしますが、「任期」は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第15号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第15号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 次に、議案第16号「港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー3を用いてご説明いたします。

こちらの2ページ目を御覧ください。本件は、スポーツ基本法第32条第1項に基づきまして、港区スポーツ推進委員の委嘱についてご審議いただくものでございます。スポーツの振興に係る体制の整備を図るため、スポーツ事業の実施に関わる連絡調整、また、スポーツの技術の指導に携わるスポーツ推進委員を委嘱しておりまして、今期の委員が3月31日をもって満了することで、来期の委員について委嘱するものでございます。

項番1、「スポーツ推進委員候補者」は、一覧のとおりです。27名中、今期新規の方が1名でございます。

項番2、「任期」は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第16号「港区スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第16号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定の締結について

○教育長 次に、議案第17号「港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定の締結について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定の締結について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー4を御覧いただけますでしょうか。

「審議内容」でございます。港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書を指定管理者と締結します。

項番の1「締結理由」です。港区立図書館条例第8条第2項に基づき指定した指定管理者である株式会社ヴィアックスと港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書を締結します。

項番の2「指定期間」です。令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

項番の3「締結内容」は別紙のとおりとなっております。

ここで、口頭で若干補足させていただきます。

みなと図書館の指定管理者については、令和2年11月10日開催の令和2年第11回港区教育委員会定例会でご報告しまして、令和2年第4回港区議会定例会に指定議案を出しまして可決をされております。今回は、指定管理の開始に当たりまして指定管理者と基本協定を締結することにつ

いてお諮りをするものでございます。

別紙の基本協定書を御覧いただきたいと思います。港区の指定管理の基本協定書の様式にのっとり制作しております。

第5条でございます。(1)の「所在地」は、みなと図書館の所在地、芝公園三丁目2番25号を記載しております。

(2)の「施設概要」ですが、こちらは、施設面積が3,997.11平米、構造、敷地面積は記載のとおりでございます。

少し飛びまして、第30条でございます。「刊行物売払代金の収納」でございます。みなと図書館では現在、港区発行の刊行物の販売をしております。この規定を基本協定に設けることで、引き続き刊行物の販売も指定管理者が行うということになります。

最後の13ページでございます。協定の相手方は、株式会社ヴィアックスでございます。令和2年の第11回教育委員会定例会でご報告しましたとおり、同社は70館以上の公共図書館の指定管理実績を有する会社でございます。また、現在、みなと図書館の窓口業務を受託している会社でもあり、評判もよく、これまでの図書館の管理運営の継続性も図ることができると考えております。令和3年度は、区の職員から指定管理者職員の方へ事務の引継ぎも丁寧に今現在実施しております。令和4年4月には混乱なく図書館運営をスタートできるように万全の準備を整えてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第17号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定の一部変更について

○教育長 次に、議案第18号「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定の一部変更について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定の一部変更について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。

「審議内容」です。港区立三田図書館等の管理運営に関する基本協定書を一部変更いたします。

項番の1「変更理由」です。港区立三田図書館が令和4年4月1日に移転開館することに伴い、港区立三田図書館の所在地等の表記を変更いたします。

項番の2「変更内容」です。港区立三田図書館の所在地及び施設概要の変更等です。

口頭で若干補足させていただきます。三田図書館等の管理運営に関する基本協定については、平成31年2月6日開催の平成31年第2回港区教育委員会定例会でご了承いただき、株式会社図書館流通センターと締結しております。本案は、その基本協定の一部変更をお諮りするものでございます。

議案資料ナンバー5-2を御覧いただけますでしょうか。縦書きの新旧対照表をお送りしていましたが、2月25日にメールで横書きのものを改めてお送りしております。原本は横書きでございますので、こちらで御覧いただきたいと思っております。

改正案の欄を御覧いただきたいと思っております。下線部が変更箇所でございます。第6条です。施設の概要を記載しております。(1)で港区立三田図書館、アで所在地、港区芝五丁目36番4号札の辻スクエア4階です。4階とありますのは、図書館のメインの入口が4階になるということで記載したものです。

イで施設概要です。面積は4,585.34平米。構造などは以下のとおりでございます。なお、面積は現在の三田図書館よりも1,000平米以上広くなることがお分かりいただけると思っております。

それから、第4章の2「刊行物売払代金の収納」のところを御覧いただきたいと思っております。第31条の2の規定を設けましたことで、区の刊行物の販売を指定管理者が行うということが出来ます。

変更箇所は以上でございます。協定の相手方は、株式会社図書館流通センターでございます。現在、新しい三田図書館の移転開設に向けまして、区の職員も、また指定管理者の職員も全力を上げて取り組んでいるところでございます。

3月20日日曜日には、札の辻スクエアの開設記念式典も予定しております。昭和34年3月に開設しました歴史ある三田図書館が63年ぶりに生まれ変わるということになります。新図書館への区民の期待に応えまして、令和4年4月に無事に全開館を迎えられますよう万全の準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ほかの方もご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、議案第18号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

6 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第19号「港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー6を御覧ください。6はかがみになっておりまして、6-2が新旧対照表になっておりまして、6-3を用いまして補足説明をさせていただきます。

まず、「改正理由」でございますが、包括外部監査において、口座名義と届出印などにつきまして、規程と学校での取扱いが異なる部分の見直しを検討するように指摘されました。その後、金融機関の制度につきましても、社会情勢の変化に応じて色々と変わってきている状況がございます。例えば、ゆうちょ銀行では学校名でしか口座を開設できないといった状況であったり、任意で代表者を定めることもできるということになっているため、改めて校園長、先生方に限定をして指定することであったり、印章の特定につながる規定を削除して、校園長による適正な管理について追記させていただくものでございます。

「改正内容」については、1、2、3と項目別に記載をさせていただきましたが、今ご説明をした理由のとおりになってございます。

「施行日」につきましては、ご審議いただき、ご決定いただければ、明日から対応したいと思っております。なお、芝浜小学校につきましても、この規程にのっとって対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第19号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第19号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 報告事項

1 令和4年度採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。「令和4年度採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、本日付報告資料ナンバー1を御覧ください。「令和4年度採用港区奨学生の選考結果について」ご報告いたします。

令和3年の11月29日から令和4年1月14日まで募集しました奨学生につきまして、選考結果の報告です。

募集期間は今ご報告したとおりです。

2番「周知方法」ですけれども、「広報みなと」以下、工夫をこらし、ポスターの掲示、Twi

t t e rの投稿などを行いました。

「応募状況」です。給付型の奨学生が14名、貸付型の奨学生が6名の応募がございました。

項番4の「奨学生の決定」ですけれども、令和4年2月7日開催の港区奨学資金選考等委員会を開催いたしまして、審議の結果、令和4年度の採用奨学生として、給付型奨学生が14名、貸付型の奨学生6名、応募者全員採用することを決定いたしました。

令和4年度のスケジュールですけれども、今回の予約募集後に、一次募集を5月から6月に予定しています。二次募集としまして7月から9月。あと2回の令和4年度募集ということで考えてございます。

次のページには、給付額並びに貸付額を一覧として載せております。御覧いただきたいと思えます。また、令和3年度の実績表も載せました。予約募集、一次募集、二次募集、合計ということで、参考にしていただければと思います。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区立小・中学校における「令和2年度 学校給食費未納状況」の報告について

○教育長 それでは、次の「港区立小・中学校における『令和2年度 学校給食費未納状況』の報告について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付資料ナンバー2を御覧ください。「港区立小・中学校における『令和2年度 学校給食費未納状況』について」でございます。本来はもう少し早い時期にご報告させていただくものでございますけれども、今回遅くなりましたこと、大変申し訳ありませんでした。

それでは、報告の内容を簡単に説明させていただきます。

「令和2年度 学校給食費未納状況について」ですが、1番の表を見ていただきますと、小学校で22名、中学校で4名、合計26名でございます。未納の額は合計78万円程になっているところでございます。そのうち小学生の方が64万円強を占めているという状況でございます。

2番目の「年度別の学校給食費未納状況について」でございますが、30年度から続いて書いてありますけれども、令和2年度の部分は、小学校は22名、中学校は4名、合計で26名、合計は先程の金額78万ですけれども、平成30年度からの合計、延べで行きますと、小学校44名と中学校が5名、合計で49名、147万5,841円となっております。

なお、こちらにつきましては、令和2年度、去年の3月時点でございますので、現在、令和2年度分がどのようになっているのかを今確認をしておりますけれども、1校だけ9名という小学校がございました。そちらにつきましては、現在8名を回収しております、1名が残っているという状況で、順調に回収の方は進んでいる状況です。中学校につきましても、4名おりましたが、そのうち2名については支払いが終わっているということで、ほかの方々も、3、4名は今、分納の状況で支払いに向けて努力をいただいているという状況でございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 それでは、次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー3を御覧ください。「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」でございます。

こちらにつきましては、区立小・中学校における令和3年4月から令和3年12月分の事故発生状況について報告させていただきたいと思っております。

ナンバー3以降、別紙の方を1から5までということにつけさせていただいております。

別紙1を御覧いただければと思います。令和3年4月1日から12月までというのは、幼稚園が5件、小学校が41件、中学校は6件となっております。下段の方は参考に昨年の4月から12月を記載させていただいております。昨年度との比較につきましては、一番下の段を見ていただきますと、幼稚園で1件減少、小学校で25件減少、中学校で1件減少、合計で27件減少というような状況になってございます。

別紙2以降につきましては、事故内容について詳しく説明をさせていただいているところになってございます。大まかなお話をさせていただきますと、令和2年4月1日から12月までの交通事故が9件だったものに関して、今回は3件に減っているところです。あと、令和2年4月から12月までの間に骨折が51件だったものが今回は25件ということで半減をしている状況です。しかし、頭部のけがというものが22件だったものが24件ということで、大体横ばいになっているということで、こちらにつきましてははっきりとした原因は分かっていないのですけれども、例えば運動不足によって、これまで手が出ていて手をけがしていたところが顔から行っているとか、実は少し内容を細かく見ているのですけれども、目の辺りがそのうちの8件で、口とか歯が5件、おでこ、まゆ、こめかみ4件ということで、顔の前面のところはかなり多くけがをしていて、頭部の方が逆に言うと3件しかないというような状況で、これも少し状況を見ていかなければいけないのかなと思っております。

こういった状況を踏まえまして、近隣の中央区と千代田区にも状況を確認したところ、令和3年度になって特段減っているということではなく、令和2年度と令和3年度は横ばいだということで、港区は減少しているということは、やはり運動面で少し対策をしたことで少し効果が現れているのではないかと認識をしているところでございます。

資料ナンバー3の2の対策のところを御覧いただければと思います。こちらの方に、今後もやはりコロナ禍で体を動かす機会が減っているということで、そちらを改善するために令和4年度以降も、新たな事業として持久力であったり柔軟性の向上、そういった取組をしっかりと続けていくことであったり、体を動かすことの大切さであったり、そういったことをリーフレットで伝えていく

など、そういった体力向上や安全教育の充実を図っていくことがこういった事故を防止するものと考えておりますので、今後もそういった対応をしていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 今、佐々木さんから、近隣の自治体にも確認をしたということですが、その自治体は、令和2年度は増えていて、そのまま増えたままということですか。それとも令和2年度はそんなに増えていない自治体で、そのままということでしょうか。

○学務課長 中央区と千代田区については、2カ月間臨時休業だったということを踏まえて横ばいだったということは、件数としては令和2年度は少し増えたという認識を持っていると思います。今回、令和3年度についてはそういった臨時休業がなかったにもかかわらずそのまま横ばいなので、実質は増えているという認識も持っておりますので、やはり2年度と3年度を比較しても増えているという認識を持っているようです。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 令和4年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について

○教育長 それでは、次に「令和4年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について」説明をお願いいたします。

○学校教育部長 私の方から、本日付報告資料ナンバー4に基づきまして、令和4年度の区立幼稚園、小・中学校における入園式及び入学式の「お祝いの言葉」について報告をさせていただきます。

2ページ以降に、それぞれお祝いの文章を用意しましたので、この後、指導主事から順次読み上げる形でご報告、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目、幼稚園の入園式につきましては守屋指導主事が読み上げます。

○指導主事 よろしく申し上げます。

令和4年度幼稚園入園式お祝いの言葉です。では、読み上げさせていただきます。

「お祝いの言葉。

ご入園おめでとうございます。

今日から皆さんは、港区立〇〇幼稚園の園児です。

〇〇幼稚園には、園長先生をはじめ、優しい先生方や元気いっぱいのお兄さん、お姉さんたちがいます。毎日、楽しいことがたくさんあります。明日から、にこにこの笑顔で、幼稚園に通ってくださいね。

ここで、皆さんに約束してほしいことが二つあります。一つは朝、幼稚園に来たら先生やお友達に「おはようございます」と、元気にあいさつをしましょう。あいさつをすると、みんな気持ちよくなり、一日がとても楽しくなりますよ。もう一つは、手をしっかり洗い、毎日元気に過ごせるようにしましょう。

さて、保護者の皆様、お子様をご入園の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。保護者の皆様におかれましては、ご家庭で幼稚園での出来事を話題にいただき、幼稚園の生活を安心して楽しめるようにご支援いただければと思います。また、コロナ禍にあっても、大切な幼児期の学びを止めないよう園運営に努めてまいりますので、手洗いの実施やマスクの着用など、新しい生活様式を踏まえた生活習慣の確立にもご協力をお願いいたします。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭と幼稚園の連携が不可欠です。今後とも、本園の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

P T A、地域の皆様、園長先生をはじめ教職員の皆様、引き続き本園の園児一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくをお願いいたします。

結びに、これから始まる幼稚園生活に、夢と希望を大きくふくらませている新入園児のたくましい成長と、ご出席の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

令和4年4月8日 港区長 武井雅昭 港区教育委員会」

以上です。

○学校教育部長 続きまして、3ページです。小学校の入学式につきまして、加藤指導主事が読み上げます。

○指導主事 失礼いたします。小学校のお祝いの言葉です。読み上げさせていただきます。

「お祝いの言葉。

ご入学おめでとうございます。

今日から皆さんは、港区立〇〇小学校の児童です。

皆さんは、新しく始まる小学校の生活に向けて、わくわくしたり、どきどきしたりしていることと思います。これから、〇〇小学校で、楽しく過ごすために、大切なことをお話しします。

それは、「自分でできることは、自分でする」ということです。

小学校では、自分で勉強の用意をします。教科書やノート、筆箱などを自分でランドセルに入れて持ってきます。幼稚園や保育園に通っていた時とは違い、家の人とではなく、お友達と学校に通うようになります。車などに気を付けて、安全に学校に通いましょう。また、病気にならないように、しっかりと手を洗い、マスクを着けて、健康に学校生活を送りましょう。

さらに、給食当番や掃除当番があり、自分たちのことは、みんなで力を合わせて行います。自分から進んでやり、できることをどんどん増やしてください。

今、お話ししたことをしっかり守って、皆さんには、楽しい学校生活を送ってほしいと願っています。

さて、保護者の皆様、お子様をご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校の連携が不可欠です。コロナ禍にあっても、児童が安全・安心な学校生活を送り、確かな力を身に付けることができるよう、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、P T A、地域の皆様、校長先生をはじめ教職員の皆様、引き続き本校の児童一人ひとりに

温かいご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、これから始まる小学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新一年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

令和4年4月6日 港区長 武井雅昭 港区教育委員会」

以上です。

○学校教育部長 最後に4ページ、中学校の入学式について、野口指導主事が読み上げます。

○指導主事 失礼いたします。中学校をお読みします。

「ご入学おめでとうございます。

今日から皆さんは、港区立〇〇中学校の生徒です。

今、皆さんの心の中は、今日から始まる中学校生活への期待と将来への希望で満ちあふれていることと思います。

一方で、コロナ禍における先の見えない不安も、少なからずあることと思います。

このような状況の中、新たな中学校生活を歩み始めるためには、小学校で培ってきた力をさらに伸ばし、自分で考え判断し、行動することが一層求められてきます。また、正しい知識をもって感染症と向き合い、主体的に学校生活を送ることが大切です。

そこで、皆さんには中学生になったという自覚をもつとともに、これからの三年間の学校生活を充実したものにするため、次の二つのことを心がけてほしいと思います。

第一は、「友達に対し、思いやりの心を持ち、お互いを尊重し自分や周囲の人を大切にすること」です。

人間は、お互いを理解し、よさを認め合い、高め合うことで心豊かな生活を送ることができます。皆さんには、心も体も大きく成長するこの時期に、友達との絆を一層深めてほしいと思います。皆さん一人ひとりが互いの人格を尊重し、いじめのない学校づくりに向けて、行動してください。また、忘れてはならないこととして、これまで皆さんが立派に育ったのは保護者や地域の方々、そして先生方など多くの人の様々な支援があつたことです。周りの方々に感謝するとともに、自らが周囲の人のために今まで以上に貢献できる人になってください。

第二は、「どんなことも積極的に学び、自分の可能性を広げること」です。

中学校では、教科の学習はもちろんのこと、学校行事や生徒会活動、部活動など、様々な活動があります。これから始まる中学校生活では、小学校で身に付けたこと、学んだことを土台として、新しいことにも積極的に取り組むことにより自分自身を磨き、自分の可能性を広げていってください。

今後、皆さんは、コロナ禍での新しい生活様式における学校生活の中で、自由にならないことを感じることもあるかもしれませんが、しかし、今お伝えした二つのことを胸に、思いやりや感謝の気持ちをもつこと、礼儀正しくあること、周囲から愛され、信頼される人間であること等を大切に、「人間性」を高め、将来に向けた大きな目標に向かって、挑戦し続けてください。

さて、保護者の皆様、お子様をご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校の連携が不可欠です。コロナ禍にあっても生徒に確かな力をつけることができるよう、今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、PTA、地域の皆様、校長先生をはじめ教職員の皆様、引き続き本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくをお願いいたします。

結びに、これから始まる中学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新一年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

令和4年4月7日 港区長 武井雅昭 港区教育委員会」

以上です。

○学校教育部長 以上でございます。本日、この場でこの内容についてご確認を頂きましたら、最終的に武井区長に確認をしていただき、完成とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、あるいはご指摘等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今部長の方からもお話がありましたように、この後、区長の方に確認をして正式にこれを決定していきたいと思っております。決定したものについては皆様の方にまた送らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

- 5 後援名義等の1月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 9 図書館の1月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の1月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 12 みなと科学館の1月利用状況について
- 13 3月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の1月使用承認について」から「3月教育人事企画課事業予定について」の9件につきましては、定例報告でございます。配布資料を確認いただければと思います。9件の各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

- 14 まん延防止等重点措置延長期間（3月7日以降）の宿泊行事の実施について

○教育長 それでは、次に、「まん延防止等重点措置延長期間（3月7日以降）の宿泊行事の実施について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー14を御覧いただければと思います。「まん延防止等重点措置延長期間（3月7日以降）の宿泊行事の実施について」でございます。資料送付については、急遽報告とさせていただきますので、遅くなりましたこと大変申し訳ありませんでした。

内容につきましては、区立幼稚園、小中学校では、令和4年3月6日までのまん延防止等重点措置期間、子どもたちの学びを止めることのないよう、感染症対策を強化、徹底した上で、校外学習等も含めた教育活動を実施してきましたけれども、宿泊行事だけは中止をしている、または延期しているという状況でございました。

現段階では3月7日以降は期間外となってございますが、3月7日以降、区では、十分な感染症対策を講じた上で、修学旅行などの宿泊行事を実施したいと考えてございます。現時点で、感染拡大が前週比で減少傾向にあること、宿泊行事を予定している学校の中学校3年生や小学校6年生の感染者報告数が少ないこと、卒業前の中学生や小学生にとって貴重な体験的な学びができる最後の機会となることから、国や東京都が3月7日以降の対応についてどういう判断をするかにかかわらず、現時点では実施の判断をしたいと考えているところでございます。

現状、昨日の夕刻の報告でさせていただきました六本木中の3年生の1名のみが今回の対象で陽性者になっておりますが、今そういった状況になってございます。

移動時の感染対策から、現地での感染対策、宿泊先での感染対策等につきましては、記載のとおりでありますけれども、保健所の感染症アドバイザーからも、移動時の感染対策の1のところ、バスの中の児童の座席を固定することであったり、大声での会話を控えるといった、子どもたちに具体的に感染症対策はどういったところが大事なのかという、学校も先生方も児童も分かりやすいような伝え方にした方がいいのではないかと、色々なアドバイスを頂きながら、こういったものをつくり上げてきているところでございます。

また、保健所の方からも、基本的に現状しっかりとした学校での感染対策が取れている状況で行けば、感染拡大は極めて限定的だというふうに考えているというコメントを頂いているところです。そういったところから、今回、3月7日以降、この状況が続く限りはなるべく実施をさせていただきたいと思っているところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 例えばバスの乗車の際は固定と言いましたけれども、大体何人乗りのバスに何人ぐらい乗って、席の確保は1列というか、2人分の一つとか、そういうような対策の件についてはいかがでしょうか。

○学務課長 通常のバス、補助席等は使わない状況で実施をしたいと考えておりますが、2人がけのところには2人ということで、2人がけのところに1人という形にはせず、実施をしていきたいと考えております。その代わりに、中ではしゃべらないであったり、マスクをしたままに、また、席を固定することによって、行った先で陽性者が判明した後も、その後の感染拡大を防止する対応・対策ができるような形を取りたいと考えてございます。

○田谷委員 分かりました。

私はよく分からないのですが、バスの換気の状態はどうなのでしょう。

○学務課長 バスの換気につきましては、機械換気というか、強制的に換気をしておりますので問題はないと聞いてございますが、窓を開けるなどさらに換気をしっかりと対応していきたいと考えてございます。

○田谷委員 ありがとうございます。

バスの換気は、公共交通、例えば私も都営バスなどに乗る機会があるのですが、その間も窓を開けたりして、公共交通機関もかなり気を使っておられるなど。電車も窓が開いていると思うのですが、それによって子どもが逆に風邪を引かないように、十分にその辺もご配慮いただいた指導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 非常に難しい判断だと思っておりますけれども、現地で発熱者、陽性疑いの人が出たときの対応というのが一つ宿泊行事の難しいところだと思っておりますが、そこに関しては、準備というのでしょうか、備えと言いましようか、それはどのようにされているかを教えてください。

○学務課長 まず、現地の方では隔離する部屋を設けるとか、ほかの生徒と接触しない工夫であったり、あとは、同行しております看護師と協議して必要に応じて地元の保健所とか医療機関等を受診するなどするほか、訪問先の自治体のガイドライン等に従って対応することを考えております。例えば京都であれば、24時間コールセンターの活用とか、そういったものをしっかりと調べた上で、もしものときの対応をしっかりと考えてまいります。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。

そうすると、あとは例えば現地まで保護者に迎えに来てもらうとか色々な工夫が必要になりますよね。それも公共交通機関を使えないことを前提にして迎えに来てもらうということもある訳ですけども、そういうことも事前に保護者との確認というのでしょうか、それはされているということになりますか。

○学務課長 1泊の場合、大体夜間に発熱をすることが多いと認識をしております、そういった場合には速やかに保護者の方にご連絡をしまして、その対応については協議をさせていただくと。もちろん公共交通機関を使うこと自体に課題があるようであれば、それ以外の方策をしっかりと考えていくということになると我々としても想定をしております。

○山内委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今のお話の中で、例えば日中でも夜間でも該当する生徒がいた場合に、保護者に基本的には迎えに来てもらうような形になるのですかね。その場合は、保護者の交通費とかというのは保険の対象になるのでしょうか。

○学務課長 保護者の向かう旅行費については、保険内容の確認をさせていただいた上で、事前に

保護者の方にもどういった保険になっているかをお伝えさせていただきます。

○田谷委員 その辺のところをぜひともお調べいただいて告知していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内委員 比較的対応がしっかりできている自治体で、修学旅行等に来て、そこで陽性者が出たときとかにかかる追加的な費用を、ある範囲では向こうの自治体が持ってくれるような仕組みもあると。私は色々調べたときにそういう仕組みがあることを確認はしましたけれども、実際そうですね。

○学務課長 そのとおりでございまして、京都の方につきましては実際そういった対応がなされていると聞いてございます。今回、京都だけではなく、ほかのところも含めて色々なところに行き先がございまして、その先々によって適切な対応が必要になるものと考えております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、昨日今日のニュース辺りでは、まん延防止の方が少し延長になるというような情報もありますけれども、ぜひ子どもたちには貴重な経験をさせてあげたいなということで、今、学務課長の方からも話がありましたように、対策を万全にした上で実施に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

「閉会」

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明委員の皆さんから、そのほか何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 イコモス本部のヘリテージ・アラートについて、情報提供、ご報告をさせていただきますと思います。お送りいたしました資料を御覧いただきたいと思っております。

パリにありますイコモスの本部、これはユネスコの諮問機関として、世界遺産の諮問を受ける団体で、国際記念物遺跡会議と日本では訳されているのですが、そこからヘリテージ・アラート、遺産警報が発信されたという文書でございます。英文の原本にございますように、1月28日付の文書で、2月1日にパリで投函されまして、私どもの手元に届きましたのが2月14日の夕方でございます。完全に英文でございましたので、区役所の国際化推進担当の部署の方に和訳を依頼いたしまして作成しました和文を添付してございます。

内容は、高輪築堤跡について懸念を表明して、記録保存調査を中止して保存を求める、JR東日本と関係行政機関にイコモスが専門知識を提供するといった趣旨が記載をされております。

こちらのヘリテージ・アラートを受けまして、日本イコモスの方が2月22日の午後4時から記者会見を行いました。さらに同じ日の午後6時から日本考古学協会の方が記者会見を行いまして、会長声明を発表しているというところでございます。

日本考古学協会からは、2月24日に教育長宛に会長声明が郵送で届けられております。イコモスのヘリテージ・アラートを支持して関係機関と協力して取り組むという内容が記載されております。

す。

なお、港区教育委員会の方では、2月20日の日曜日に高輪築堤跡で全国を対象にした見学会を開催いたしました。雨が降る中でございましたが、30分ごとに14回実施いたしまして、全国、東北地方ですとか、関西の方もいらっしゃいました。そういう方も含めまして268人の参加がございました。多くのマスコミ取材、NHKでは「歴史探偵」という番組の撮影もございまして、6月に放映予定という情報を受けております。

説明は以上でございます。

○教育長 皆さんの方から何か確認事項等がございますでしょうか。

○山内委員 では私から。

20日は所用と重なって残念ながら見学に参加できなかったのですが、こういうアラートが当然出るような案件だということは重々承知しながら、今まで対応してきているのだと思いますけれども、港区としてどう対応するかは別にして、やはりもともと文化財の保護を一番大事に考えなければいけない教育委員会としても、こういうアラートを受けているということについて、単にこれを黙殺するものなのか、それともやはり教育委員会としてはもっと真摯に受け止めるものなのかどうかはきちんと議論すべき問題だろうと思っています。

その点をただ、このまま出ましたということで聞き流すということになると、将来にわたって、「教育委員会として何をしていたのですか」ということを言われかねない問題だと考えています。

まず私からは以上です。

○田谷委員 私も山内委員と同意見で、特にこういう機関から、私としては非常に強い口調でアラートされている、警告されていると感じておりますので、そういう時間を設けて、ぜひとも教育委員会でも今後どのように対応するかということを発信していかないといけないなと思っております。

ご検討いただきたいと思えます。

○図書文化財課長 現在のところ港区の教育委員会では、昨年議論いただきまして、「港区教育委員会の考え方」というのを高輪築堤のホームページにアップをしています。そこの方にも、2月20日の見学会、これを全国対象に行ったということも先日アップをいたしました。

日本イコモスに対しましても、昨年10月に、こういう考え方を持っているということ、そして高輪築堤の経緯、見学会などについても郵送でお知らせをしているという状況がございます。

そういう状況でございますので、イコモス本部に対してどういう対応をするかというところは、イコモスの本部自体からは特段、対応と言いますか、回答は求められていないという状況がございますので、イコモスの方に対しては日本イコモスの方を通じて接触を持っているところですので、引き続き区の考え方というのは情報提供をしていきたいと思っております。

○山内委員 見学会をするというのは大事なことですけれども、ここで書かれているのも単に「広範囲に一般の立ち入りを許可するように呼びかけます」ということだけではなくて、保存に最大限の努力をするということが求められている。それだけの価値がある遺跡だということですよ。だから、そういう意味では、単に見学会をしていますということでは何もこれに対して真摯に向き合っ

ているということにはならない。そういう単なるアリバイづくりではだめだということをもっと切実に認識した方がいいのではないかと思います。その上でできることが何かということをしっかり教育委員会としては考えなければいけないのではないかと考えています。

○図書文化財課長 ご意見ありがとうございます。

教育委員会としてしっかりとした対応を取っていくということが一番大切なことだというご意見だと思います。先日、郷土歴史館の方で、30分ぐらいでしたけれども、少し意見交換をするような時間も持たせていただきました。あのような形で、もう一度時間を持って少し意見交換をするというような場を設けさせていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

○山内委員 もちろんそういうことも大事だと思いますし、もう一つは、やはりきちんと議事録に残る、そして議事録が公開される、教育委員会の会議としてもきちんと意見交換をする、議論をするということも必要だと思います。

○図書文化財課長 こちらの教育委員会の中で議事録を残すという形で、また何らかの形で意見交換するような機会を設けられるように、そこは調整して検討してみたいと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○教育推進部長 ご意見ありがとうございます。

ご意見を色々伺いまして、区の姿勢を明確にするように、ほかの団体も含めてそういうことをお知らせするということを重ねられていますので、そういった趣旨をホームページ上で表明したり、その旨を10月に30団体を超える団体にお送りさせていただきました。その際に、動画につきましても配信させていただいて、情報発信しております。引き続き取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

改めてそういう場を検討するということですので、またその機会に議論を深めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかの案件も含めて何かございますでしょうか。

○中村委員 先程のイコモスからのアラートの件で一言、私が感じたことだけ言わせてもらいます。

結局、このような強い警告が来ているということ、今回の件は仕方がないのかもしれませんが、今後同じようなことが発生したときに、やはり民間の企業に対してちゃんと、そういう遺跡が出てきたとか、そういう場合にしっかりと情報提供して、我々は分からない訳ですから、私企業の私有物になっている訳ですから、その私有物からそういうものが出てきたときに、私企業として考えないといけないことは当然なのですから、それ以前の問題として、まさに遺跡としての価値があることは誰が見ても明らかな訳ですから、そうであれば必ず管理している行政に対してしっかり、こんな物が出てきましたと。行政としての意見というようなものを使ってくれということで、早期に情報を行政に流しなさいというようなことを普段から徹底して私企業に言うべきだと私は思います。そういうことをしていけないと同じことが起きてきます。

私企業は当然開発が先頭に入っていますから、できるだけそういう遺跡を残さない方向で、開発

優先でやっていきたいのは当然です。しかしながら、そういうところに対して、行政と話し合いをしながら、一番どこで収めるべきなのかというところを、情報を早く流してもらわないと。事実を先行させたら止まらないのですよ。

そこら辺のところを、やはり行政としてはしっかり私企業に対して、こういうのが出てきた場合には即座にそういう情報を行政に流すようにということは、しっかりとある意味徹底してやっておかなければいけないことなのではないのかなと思います。そうすることによって、文化財を少しでも残せる開発の方法とか、そういうようなことも行政からアドバイスできる訳ですし、もちろんそれをどのように私企業が受けるかどうかというのは私企業の考え方だと思いますけれども、しかしながら教育委員会は職務としてどうしてもやらなければいけないことだと思うのです。ですので、そういうことは教育委員会として十分今後やっていかなければいけないことだと思いますので、参考にさせていただければと思います。

以上です。

○図書文化財課長 ただいまのご意見ありがとうございました。

今のご意見でございましたけれども、一応、文化財保護法の規定がございまして、まずは掘削をする場合、遺跡の範囲であれば掘削の届けが必要でございます。もしそこでまた遺物が出てきたとなれば、その時点で遺跡の発見届けというのを行政に提出することが必要になっております。ですので、一応発見届けが出ます。それで遺跡に認定される、そういう手続はございます。

ただ、今回の場合はそういう手続がなされるずっと前の段階から開発計画の青写真が作成されていたという状況で、なかなかそれを後から変えることができないという状況もあったというところがございます。この点を踏まえて、今、中村委員がおっしゃったとおりの、おそらく同様の視点だと思いますけれども、文化庁の方でもなるべく早い段階で開発計画と遺跡の共存ということを考えることができないのか、そういう視点で検討するという指示が出されていると聞いておりますので、文化財保護法との今後の関係性、改正の動向を見極めて、そこは教育委員会としてもしっかりとした対応を取りたいと思っています。

○中村委員 そのような文化財保護法の規定上の規制というのはあるのは当然なのですけれども、ただ現実としてこういう問題が起こるということは、やはり法律の規制自身が弱い、あるいは非常に曖昧なのですね。ですので、そこはやはり運用でフォローしていかないといけないと思いますので、その運用についてもう少し検討してもらいたいという趣旨で申し上げました。

以上です。

○図書文化財課長 ご意見、かしこまりました。ありがとうございました。

○教育長 中村委員からのお話を含めて、また現状を含めて、関係機関と今後について生かしていきたいと思いますので、またその状況も含めてお知らせをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を3月14日(曜日)午前10時から開催の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして、お疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太